

## 平成 28 年社会生活基本調査の概要

### 1 調査内容

1 日の生活時間の配分及び自由時間等における 1 年間の主な活動

### 2 調査基準日

平成 28 年 10 月 20 日現在（※ただし、生活時間の配分についての調査は、10 月 15 日から 10 月 23 日までの 9 日間のうちから、調査区ごとに指定された連続する 2 日間とした。）

### 3 調査対象地域

平成 22 年国勢調査の調査区（※ただし、平成 27 年国勢調査調査区設定時に境界変更等があった場合は、当該境界変更等を反映）で総務大臣により指定された県内 132 調査区

### 4 調査対象

上記 3 の調査区内にある世帯のうちから、総務大臣の定める方法により知事が選定する 1 調査区当たり 12 世帯に居住する 10 歳以上の世帯員。

## 用語と分類（生活行動関係）

### 1 過去 1 年間に行った活動

この調査では、「学習・自己啓発・訓練」、「ボランティア活動」、「スポーツ」、「趣味・娯楽」及び「旅行・行楽」について、過去 1 年間（平成 27 年 10 月 20 日～28 年 10 月 19 日）に該当する種類の活動を行ったか否か等を調査した。

#### （1）学習・自己啓発・訓練

個人の自由時間の中で行う学習、自己啓発や訓練をいう。社会人の職場研修や、児童・生徒・学生が学業（授業、予習、復習）として行うものは除き、クラブ活動や部活動は含む。学習・自己啓発・訓練については、その内容を次の 9 種類に分類し調査した。

- ・ 英語
- ・ 英語以外の外国語
- ・ パソコンなどの情報処理
- ・ 商業実務・ビジネス関係
- ・ 介護関係
- ・ 家政・家事（料理・裁縫・家庭経営など）
- ・ 人文・社会・自然科学（歴史、経済、数学、生物など）
- ・ 芸術・文化
- ・ その他

## (2) ボランティア活動

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う活動をいう。ボランティア活動については、対象や目的を次の11種類に分類し調査した。

- ・健康や医療サービスに関係した活動  
(献血、入院患者の話し相手、安全な食品を広めることなど)
- ・高齢者を対象とした活動  
(高齢者の日常生活の手助け、高齢者とのレクリエーションなど)
- ・障害者を対象とした活動  
(手話、点訳、朗読、障害者の社会参加の協力など)
- ・子供を対象とした活動  
(子供会の世話、子育て支援ボランティア、学校行事の手伝いなど)
- ・スポーツ・文化・芸術・学術に関係した活動  
(スポーツを教えること、日本古来の文化を広めること、美術館ガイド、講演会・シンポジウム等の開催など)
- ・まちづくりのための活動  
(道路や公園等の清掃、花いっぱい運動、まちおこしなど)
- ・安全な生活のための活動  
(防災活動、防犯活動、交通安全運動など)
- ・自然や環境を守るための活動  
(野鳥の観察と保護、森林や緑を守る活動、リサイクル運動、ゴミを減らす活動など)
- ・災害に関係した活動  
(災害を受けた人に食べものや着るものを送ること、炊き出しなど)
- ・国際協力に関係した活動  
(海外支援協力、難民支援、日本にいる外国人への支援活動など)
- ・その他  
(人権を守るための活動、平和のための活動など)

### (3) スポーツ

余暇活動として行うスポーツをいう。なお、職業スポーツ選手が仕事として行うものや、児童・生徒・学生が体育の授業で行うものやを除き、クラブ活動や部活動は含む。スポーツについては、次の 22 種類に分類し調査した。

- ・野球(キャッチボールを含む)
- ・ソフトボール
- ・バレーボール
- ・バスケットボール
- ・サッカー (フットサルを含む)
- ・卓球
- ・テニス
- ・バドミントン
- ・ゴルフ (練習場を含む)
- ・柔道
- ・剣道
- ・ゲートボール
- ・ボウリング
- ・つり
- ・水泳
- ・スキー・スノーボード
- ・登山・ハイキング
- ・サイクリング
- ・ジョギング・マラソン
- ・ウォーキング・軽い体操
- ・器具を使ったトレーニング
- ・その他のスポーツ

### (4) 趣味・娯楽

仕事、学業、家事などのように義務的に行う活動ではなく、個人の自由時間の中で行うものをいう。趣味・娯楽については、次の 34 種類に分類し調査した。

- ・スポーツ観覧 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・美術鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・演芸・演劇・舞踊鑑賞 (テレビ・スマートフォン・パソコンなどは除く)
- ・映画館での映画鑑賞
- ・映画館以外での映画鑑賞 (テレビ・DVD・パソコンなど)
- ・音楽会などによるクラシック音楽鑑賞
- ・音楽会などによるポピュラー音楽・歌謡曲鑑賞
- ・CD・テープ・レコードなどによる音楽鑑賞
- ・楽器の演奏
- ・邦楽 (民謡、日本古来の音楽を含む)
- ・コーラス・声楽
- ・カラオケ
- ・邦舞・おどり
- ・洋舞・社交ダンス
- ・書道
- ・華道
- ・茶道
- ・和裁・洋裁
- ・編み物・手芸
- ・趣味としての料理・菓子作り
- ・園芸・庭いじり・ガーデニング
- ・日曜大工
- ・絵画・彫刻の制作
- ・陶芸・工芸
- ・写真の撮影・プリント
- ・詩・和歌・俳句・小説などの創作
- ・趣味としての読書
- ・囲碁
- ・将棋
- ・パチンコ
- ・テレビゲーム、パソコンゲーム  
(家庭で行うもの。携帯用を含む)
- ・遊園地、動植物園、水族館などの見物
- ・キャンプ
- ・その他の趣味・娯楽

## (5) 旅行・行楽

旅行は、1泊2日以上にわたって行う全ての旅行をいい、日帰りの旅行を除く。行楽は、日常生活圏を離れ、半日以上かけて行う日帰りのものをいい、夜行日帰りを含む。旅行・行楽については、国内・海外及び旅行目的を次の4種類に分類し調査した。

- ・行楽（半日以上の日帰りをいい、夜行日帰りも含む）
- ・国内観光旅行（レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む）
- ・国内帰省・訪問などの旅行
- ・海外観光旅行（レクリエーション・スポーツなどのための旅行を含む）

## 2 行動者数、行動者率、平均行動日数

### (1) 行動者数

過去1年間に該当する種類の活動を行った人（10歳以上）の数。なお、数値は母集団における行動者数の推定値である。

### (2) 行動者率

10歳以上人口に占める行動者数の割合。次の式により算出した。

行動者率＝行動者数÷各属性の10歳以上人口×100（%）

### (3) 平均行動日数

行動者について平均した過去1年間の行動日数。各行動の「総数」及び「その他」を除く種類ごとに、頻度別の行動者数に基づき、次の式により算出した。（「旅行・行楽」は除く。）

$$\text{平均行動日数} = \frac{\sum (\text{頻度階級の中央値} \times \text{頻度階級の行動者数})}{\sum \text{頻度階級の行動者数}}$$

なお、各頻度階級の中央値は次の値とした。

頻度階級	中央値
年に1～4日	2.5日
年に5～9日	7.0日
年に10～19日（月に1日）	14.5日
年に20～39日（月に2～3日）	29.5日
年に40～99日（週に1日）	69.5日
年に100～199日（週に2～3日）	149.5日
年に200日以上（週に4日以上）	282.5日

### (4) 平均時間

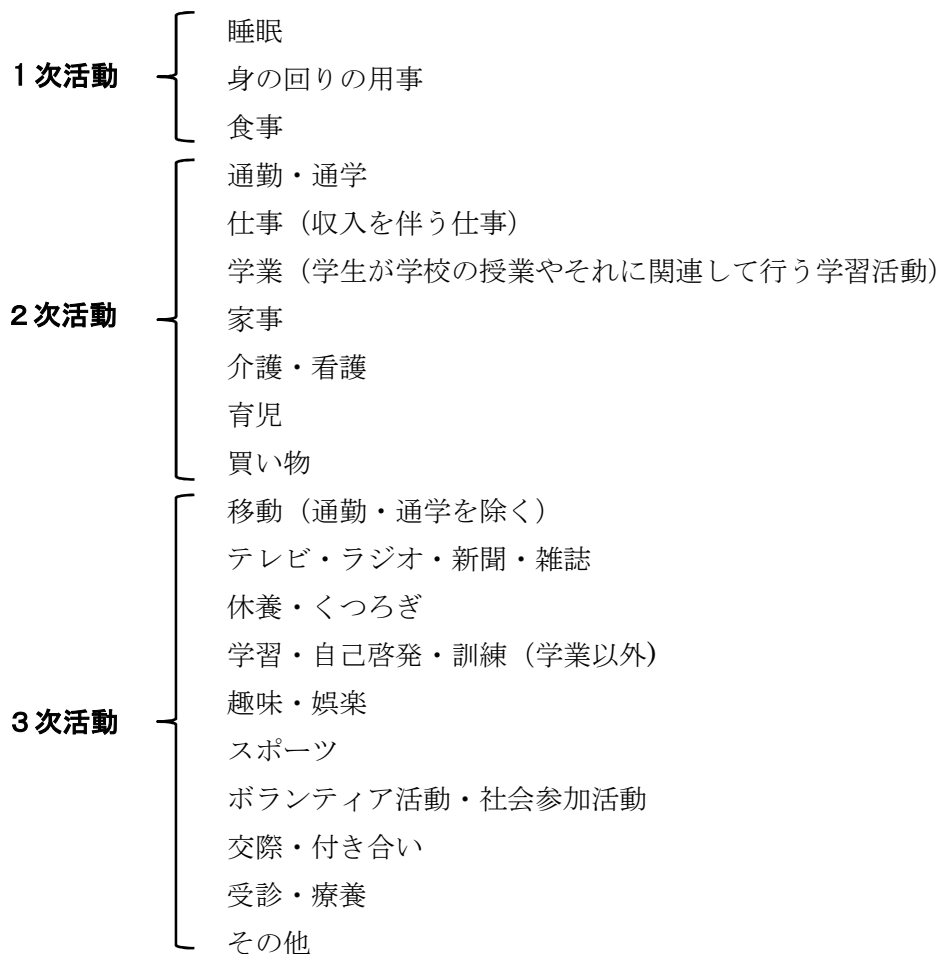
行動者について平均した過去1年間の1日当たりの行動時間（ボランティア活動のみ）

## 用語と分類（生活時間関係）

### 1 行動の種類

1日の行動を20種類に分類し、時間帯（15分単位）別の行動状況（同時に2種類以上の行動をした場合は、主なもの一つ）を調査した。

20種類の行動は大きく3つの活動にまとめ、1次活動（睡眠、食事など生理的に必要な活動）、2次活動（仕事、家事など社会生活を営む上で義務的な性格の強い活動）及び3次活動（1次活動、2次活動以外で各人が自由に使える時間における活動）とした。



また、必要に応じ次の区分を用いた。

- ・家事関連…家事、介護・看護、育児及び買い物
- ・仕事等……通勤・通学、仕事及び学業
- ・自由時間…テレビ・ラジオ・新聞・雑誌、休養・くつろぎ、学習・自己啓発・訓練（学業以外）、趣味・娯楽、スポーツ及びボランティア活動・社会参加活動

## 2 平均時間

行動の種類別平均時間は、一人1日当たりの平均行動時間数で、次の種類がある。

- ・総平均……該当する種類の行動をしなかった人を含む全員についての平均
- ・行動者平均……該当する種類の行動をした人のみについての平均
- ・曜日別平均……調査の曜日ごとに平均値を算出したもの。
- ・週全体平均……次の式により曜日別結果を平均して算出した。

$$\frac{(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均})}{7}$$

7

ただし、ある曜日に当該属性を持つ客体が存在しない場合は以下のとおり算出した。

- ・週全体の総平均時間

$$\frac{(5 \times \text{平日平均} + \text{土曜日平均} + \text{日曜日平均})}{7}$$

7

- ・週全体の行動者平均時間

$$\frac{(\text{月曜日平均} + \dots + \text{日曜日平均})}{\text{月曜日} \sim \text{日曜日の当該行動者のいる曜日数}}$$

月曜日～日曜日の当該行動者のいる曜日数

## 3 平均時刻

連続する2日間の時間帯別の行動の状況から、主な行動の開始又は終了時刻を1日目の午前0時からの経過時間数とし、次の式により平均時刻を算出した。なお、結果表章に用いている曜日は1日目の曜日である。

$$\frac{\Sigma (\text{1日目午前0時からの経過時間数} \times \text{行動者数})}{\text{行動者数}}$$

行動者数

各行動の開始又は終了時刻は、次のとおりとした。

- ・起床時刻  
12時前に始まり、60分を超えて続く最初の睡眠の終了時刻。なお、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が30分以内の場合は睡眠が続いているとした。
- ・朝食開始時刻  
4時以降、11時前に始まる最初の食事開始時刻
- ・夕食開始時刻  
16時以降、24時（翌日0時）前に始まる最初の食事開始時刻

- ・ 就寝時刻

17 時以降、36 時（翌日 12 時）前に始まり、60 分を超えて続く睡眠の開始時刻。該当の睡眠が 2 行動以上ある場合は、睡眠継続時間が最長の睡眠（継続時間が同じ場合は、早く現れる方の睡眠）の開始時刻とした。また、睡眠と睡眠の間の睡眠以外の行動が 30 分以内の場合は、睡眠が続いているとした。

なお、平成 13 年の特別集計においては、17 時以降、28 時（翌日 4 時）前に始まる睡眠の開始時刻とし、該当の睡眠が 2 行動以上の場合は、睡眠継続時間の長短にかかわらず、後から現れる睡眠の開始時刻とした。

- ・ 出勤時刻

0 時 15 分以降、24 時（翌日 0 時）前に始まる最初の仕事の前にある通勤・通学の開始時刻。最初の仕事の前に通勤・通学がなく、他の仕事の前に通勤・通学がある場合は、最初の仕事を前日からの仕事又は持ち帰り仕事とみなし、その次に現れる仕事の前の通勤・通学の開始時刻とした。他の仕事の前にも通勤・通学がない場合は最初の仕事の開始時刻とした。

- ・ 仕事からの帰宅時刻

0 時 15 分以降、24 時（翌日 0 時）前に始まる最後の仕事の後にある通勤・通学の終了時刻。最後の仕事の後に通勤・通学がなく、それ以前に現れる仕事の後に通勤・通学がある場合は、最後の仕事を持ち帰り仕事とみなし、それ以前に現れる仕事の後にも通勤・通学がない場合は最後の仕事の終了時刻とした。

なお、最後の仕事の後に通勤・通学はないが、仕事の前に通勤・通学があり、かつそれ以前の仕事の後にも通勤・通学がある場合は、変則勤務又は複数の仕事に従事しているとみなし、仕事からの帰宅時刻は「不詳」とした。